

最高裁の逆転不当判決に抗議する声明

2016年12月8日

第四次厚木基地爆音訴訟 原告団
第四次厚木基地爆音訴訟 弁護団

本日、最高裁は、第四次厚木基地爆音訴訟について、東京高裁の判断を覆し、自衛隊機の差止請求を棄却し、住民らの損害賠償の将来請求を却下する判決を言い渡した。

自衛隊機、米軍機の飛行差止めは、50年以上の長きにわたり基地騒音被害に苦しめられてきた基地周辺住民の悲願を打ち碎くものであり、断じて受け入れられない。

一審、原審の自衛隊機差止判決は、夜間・早朝という限られたものであっても、将来の被害解消へ向けた一筋の光明となる判断であった。これは一審、原審の裁判官が、現地へ足を運び、騒音を体感し、原告らの訴えをその耳で聞き、目で確かめて到達した結論である。

最高裁は、安易に、これらの判断を覆したのである。

最高裁は、被害の深刻さは軽視できず、その損害は事後的に違法性を争う救済にはなじまない、と判示して「重大な損害を生ずるおそれ」を認め、差止めの訴えという行政訴訟の方法によることを認めた。

しかし、最高裁自身が、原告ら住民らの被害を、「睡眠妨害の程度は相当深刻である」など、「原告らの生活の質を損なうもの」であって軽視できない、と判断しているにもかかわらず、防衛大臣は広範な裁量権を有するとして、自衛隊機の運航に高度の公共性・公益性を認め、夜間・早朝の運航であっても社会通念上著しく妥当性を欠くとは認められないと判断としたことは、到底容認できない。

昭和35年に軍用ジェット機による騒音が激化して以来、騒音被害の解消を求めて、住民は、様々な手段を尽くし、また住民運動を繰り広げてきた。被害解消を求める取り組みは、実に、半世紀以上にも及ぶ。

司法は、昭和51年に提起された第1次厚木基地爆音訴訟以降、厚木基地の米軍機及び自衛隊機による騒音は違法であるとの判断を示し続けている。

そうであるにもかかわらず、夜間・早朝という限られた時間帯における飛行の原則的禁止すら、「総合考慮」という曖昧な判断のもとに、否定した。

さらに、本判決が、将来の損害賠償請求を全て却下したことは、従来の最高裁判決の誤りを是正する機会を放棄したものであって強い失望を禁じ得ない。

原告らによる将来の損害賠償請求は、航空機の飛行差止が未だに実現されていない

状況下で、騒音被害の軽減に向けた最小限の請求として行ってきたものである。

原審の判断は、過去分の損害賠償の支払いのみを命じる最高裁判決を受けてもなお、国が、騒音被害に対する抜本的対策を長年にわたって怠り、基地周辺住民の耐えがたい苦痛が継続しているという不条理な事態を直視した判断であった。

本判決は、かかる原審の東京高裁判決を從来の最高裁判決に違反するという極めて形式的な理屈のみで覆したものであり、その判断には国民の被害実態を直視しようとする真摯な姿勢は皆無である。

本日の最高裁判決は、「静かで平和な空の下で暮らしたい」という、住民らのささやかで誠実な願いを打ち碎き、司法に対する期待を裏切った。

しかし、私たちは、米軍機、自衛隊機の違法な騒音を差止め、「静かで平和な空」を取り戻し、司法が眞の人権救済機関としての役割を發揮する時まで、全国の基地騒音被害に苦しむ住民と連携して、法廷内外での取り組みに全力を尽くす決意をここに表明する。